

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

日本司法支援センター

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、以下のとおり令和 4 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達機会の拡大に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、当センターのすべての事務所に適用する。

なお、調達を担当する者は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、当センター契約事務取扱細則第 23 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に基づく随意契約において、障害者就労施設等を見積依頼先に含めるなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を検討する。

(3) 調達実績の取りまとめ及び公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、事業年度終了後に、前年度の調達実績を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに当センターホームページに公表するとともに法務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

以上